

事業概要 3**商店街にぎわい施設・設備整備事業****1 趣 旨**

商店街が行う賑わいづくりや安心・安全の確保のための施設整備を市町村と連携して後押しする。

2 事業内容

補助対象 事 業	商店街等の集客・にぎわいづくりを行うための事業又は商店街等への来街者の安心・安全の確保を図るための事業であって、商店街等の活性化に資する施設又は設備の整備を行うもの。 【例】 ①街路灯、アーケード、一括免税カウンター、公衆無線 LAN、ファサード看板、ポイントカードシステム、案内板、緊急放送設備、AED など ②防犯カメラ
補 助 対 象 者	商店街振興組合、商店街・小売市場における事業協同組合、任意団体の商店街、商工会、商工会議所等
補 助 率	<①防犯カメラ以外の設備の新設及び改修> 1／3以内（かつ市町村が補助する額の範囲内） <②防犯カメラの新設及び改修> 1／2以内（かつ市町村が補助する額の1.5倍以内）
補助限度額	2,000千円（下限：200千円）
備 考	○本事業は、市町村からの補助が条件 ・京都市内に所在する団体は直接補助 ・その他の市町村に所在する団体は市町村間接補助